上田水道管理事務所　諏訪形浄水場
運転管理業務委託仕様書

平成31年度～平成33年度

（2019年度　～　2021年度）

長　野　県　企　業　局

上田水道管理事務所

【目 次】

第1章 総則

(目的) ・・・・・・・・・・・3
(業務の履行) ・・・・・・・・・・・3
(業務の範囲) ・・・・・・・・・・・3
(原水等に関する条件) ・・・・・・・・・・・3
(配水等に関する条件) ・・・・・・・・・・・3
(業務管理) ・・・・・・・・・・・3
(職員の届け出) ・・・・・・・・・・・4
(総括責任者の職務と要件) ・・・・・・・・・・・4
(副総括責任者の職務と要件) ・・・・・・・・・・・4
(運転管理業務計画書) ・・・・・・・・・・・4
(月間業務計画書及び月間業務完了報告書) ・・・・・・・・・・・5
(年間業務計画書及び年間業務完了報告書) ・・・・・・・・・・・5
(業務記録等の整備) ・・・・・・・・・・・5
(安全管理) ・・・・・・・・・・・6
(保全・保安教育及び訓練) ・・・・・・・・・・・6
(完成図書、器具等の貸与) ・・・・・・・・・・・6
(整理整頓等) ・・・・・・・・・・・6
(事務室等の自主管理) ・・・・・・・・・・・6
(従事者の服装等) ・・・・・・・・・・・6
(火災の防止) ・・・・・・・・・・・6
(浄水場等施設の一般管理) ・・・・・・・・・・・6

第2章 業務範囲と業務内容

(業務範囲) ・・・・・・・・・・・7
(施設の運転日及び運転時間) ・・・・・・・・・・・7
(施設の制御及び監視) ・・・・・・・・・・・7
(巡視点検) ・・・・・・・・・・・8
(調整及び整備) ・・・・・・・・・・・8
(簡易な修繕等) ・・・・・・・・・・・9
(浄水場等の機械・電気設備保守点検) ・・・・・・・・・・・9
(委託者の行う催事等への対応) ・・・・・・・・・・・9
(業務管理) ・・・・・・・・・・・9
(就業形態) ・・・・・・・・・・・9
(勤務体制) ・・・・・・・・・・10

第3章 業務書類等

(業務書類等) ・・・・・・・・・・11
(業務検査) ・・・・・・・・・・11

第4章 その他

(経費の負担) ・・・・・・・・・12
(責任) ・・・・・・・・・12
(雑則) ・・・・・・・・・12
(事業実施におけるリスクマネジメント) ・・・・・・・・・12
(疑義) ・・・・・・・・・13

第1章 総則

（目的）

第1条　この運転管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という）は、長野県企業局上田水道管理事務所長（以下「委託者」という。）が管理する諏訪形浄水場の取水施設・導水施設・浄水施設及び場内送水施設（以下「浄水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、運転管理業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

（業務の履行）

第2条　受託者は、浄水場等及び水道施設の機能が十分発揮できるよう、仕様書のほか、契約書及びその他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全に、委託者と協議し業務を履行しなければならない。なお、仕様書に記載のない事項であっても、業務遂行に必要なものは受託者の責任においてこれを満足しなければならない。

2　履行期間は、平成31年（2019年）４月１日から平成34年（2022年）３月31日までとする。
ただし、契約日から平成31年３月31日までは、業務の引継期間として職員選任届に記載する職員全員が現受託者職員とともに常時勤務に加わり、諏訪形浄水場固有の技術を承継すること。また、この間における業務運営方法等については委託者と協議のうえ決定すること。

（業務の範囲）

第3条　業務委託の対象とする施設は、別紙1のとおりとする。

2　受託者は、別紙2に示す業務を行う。

（原水等に関する条件）

第4条　取水量、取水水質及びその他の条件は、別紙3のとおりとする。

（配水等に関する条件）

第5条　受託者は、原水水質変動に対応した、浄水施設の適正な運転管理を行い、安全な水質の維持・向上に努めなければならない。

2　受託者は、水道法第4条を満足する水道水を配水すること。

3　各配水池の水量を適切に維持するために、需要に合わせ必要な水量を確保すること。

（業務管理）

第6条　受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2　受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。

3　受託者は、浄水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

4　受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災等により浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。

5　受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

（職員の届け出）
第7条　受託者は、職員の履歴、職種、職階、職務分担等（職員の資格を証明するものを含む）を記載した職員選任届を、落札者決定後、契約までに届け出ること。また異動若しくは変更のある場合は、事前に委託者の承認を得てから届け出るものとする。
2　受託者の職員について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者及び受託者が協議の上、当該職員を変更することができる。

（総括責任者の職務及び要件）
第8条　総括責任者の職務及び要件は、次のとおりとする。
職務
(1) 技術上の業務を統括する責任者として、職員の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること。
(2) 契約書、仕様書、特記仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
(3) 設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。
(4) 総括責任者あるいは副総括責任者のいずれかを平日日中において、諏訪形浄水場に配置すること。
(5) 第3条第2項の業務を行うにあたり、法令上資格を必要とするものについては、当該資格を有する者を配置させること。
要件
(1) 次のいずれかに該当する者であること。
ア　水道技術管理者の資格取得講習会課程を修了した者。
イ　水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する者。
(2) 専任とすること。当初配置された総括責任者の変更は原則として認めない。

（副総括責任者の職務及び要件）
第9条　副総括責任者の職務及び要件は、次のとおりとする。
職務
(1) 総括責任者を補佐して、職員の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること。
(2) 総括責任者が、事故その他やむをえない事情で不在の場合は、その職を代行すること。
(3) 副総括責任者あるいは総括責任者のいずれかを平日日中において、諏訪形浄水場に配置すること。
要件
(1) 次のいずれかに該当する者であること。
ア　水道技術管理者の資格取得講習会課程を修了した者。
イ　水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する者。
(2) 専任とすること。当初配置された副総括責任者の変更は原則として認めない。

（運転管理業務計画書）
第10条　運転管理業務計画書は、次の事項について記載すること。
(1) 業務概要に関すること
　　業務方針及び業務の概要
(2) 業務組織に関すること
　　業務組織表、業務分担表、緊急時体制表

(3) 業務計画に関すること
年間業務計画表(運転管理・設備点検)、労務計画表
(4) 業務方法に関すること
業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準(周期、項目等)
(5) 安全衛生管理に関すること
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
(6) 保全・保安管理に関すること
保全・保安教育の内容、保全保安教育実施予定表
(7) 各種報告書様式
(8) その他必要事項

2 業務計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4、A3とする。

3 運転管理業務計画書を構成する作成要領は、次のとおりとする。
(1) 「業務概要に関すること」は、水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について、委託業務に対する考え方が把握できるよう記載すること。
(2) 「業務組織に関すること」は、運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織・業務分担・緊急時体制・その他の組織、その体制を、その目的と系統および分担等が明確に把握できるよう記載すること。
(3) 「業務計画に関すること」は、安全で安定的に浄水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。
(4) 「業務方法に関すること」は、浄水場等施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点(ポイント)、点検の内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃の要領等、その他必要な事項について具体的に記載すること。
(5) 「安全衛生管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理にかかわる基準、安全衛生に関する組織体制等について具体的に記載すること。
(6) 「各種報告書様式」は、契約書、仕様書及び特記仕様書等で報告義務を課せられている報告書及び委託者が要求する報告書のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成すること。

(月間業務計画書及び月間業務完了報告書)

第11条 受託者は、業務計画について、あらかじめ委託者と協議し、次の諸事項を踏まえて作成した月間業務計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務計画書に添付して提出すること。
(1) 月間業務計画書は、年間業務計画書で計画した、運転業務、保守点検業務、その他の業務について、より具体的に記載すること。
(2) 月間業務完了報告書は、月間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかとなるよう記載すること。(内容は受託者と協議の上、決定する。)

2 月間業務計画書を変更する必要が生じた場合は、その都度委託者と協議しなければならない。

(年間業務計画書及び年間業務完了報告書)

第12条 受託者は、仕様書「第2章」に定める運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る年間業務計画書、年間業務完了報告書等を第33条第3項及び第6項に定めるとおり提出しなければならない。

(業務記録等の整備)

第13条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

2　委託記録等は、委託者が定める様式に記す他、受託者が必要と思われる様式に記録する。また、委託者が定める様式に記す委託記録類について変更が生じた場合は、委託者と協議をしなければならない。

（安全管理）
第14条　受託者は、作業の実施にあたり遵守すべき安全に関する事項を定めなければならない。

（保全・保安教育及び訓練）
第15条　受託者は、作業、維持(運転、監視、巡視、点検、測定等)又は運用に従事する者に対して、浄水場等施設の保全・保安に関する運転マニュアル等を作成し、必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。
2　受託者は作業、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。
3　第1項に定める運転マニュアル等及び前項に定める危機管理マニュアルは、委託者が提示する運転マニュアル案及び危機管理マニュアル案に基づき作成すること。

（完成図書、器具等の貸与）
第16条　受託者が、業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等は貸与する。
2　貸与品については、台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

（整理整頓等）
第17条　受託者は、委託対象施設及びその周辺について常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

（事務室等の自主管理）
第18条　受託者は、浄水場等の施設の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。
2　事務室等は無償で供与するが、使用期間中、受託者の責に帰すべき汚損等があった場合は、その修理に要する費用は、受託者の負担とする。
3　事務室等の光熱水費は有償とする。

（従事者の服装等）
第19条　受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

（火災の防止）
第20条　受託者は、浄水場等の火災を未然に防止するため、第10条第3項（5）の規定により火気取扱い責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

（浄水場等施設の一般管理）
第21条　受託者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守することを基本とし、業務の実施、浄水場等施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。
2　受託者は、県の施設を管理している立場を深く自覚し、善良な管理者として各種ルールを遵守し、模範的な行動を行わなければならない。
3　受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、委託者と打合わせ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

第2章 主な業務範囲と業務内容

（業務範囲）

第22条 業務の主な内容は次のとおりとし、詳細は別紙2に記すものとする。

1 運転管理業務

(1) 浄水場等（取水口・沈砂池・導水管路・浄水場・排水管路・樋門・原峠及び諏訪形送水ポンプ）の設備機器の運転制御（諏訪形浄水場で遠隔監視・制御可能な送配水施設等を含む。）

(2) 浄水場等の監視及び記録（諏訪形浄水場で遠隔監視・制御可能な送配水施設等を含む。）

(3) 浄水場等の巡視点検

(4) 浄水場等の故障・緊急時の対応

(5) その他業務上必要な諸作業

2 保守点検業務

(1) 浄水場等の機械設備点検

点検対象設備及び点検仕様については、別紙5に定めるとおりとする。

(2) 浄水場等の電気設備点検

点検対象設備及び点検仕様については、別紙5に定めるとおりとする。

(3) 浄水場等の設備の調整及び部品交換

(4) 浄水場等の簡易な修繕

(5) 沈砂池等の除塵及び油除去設備の定期交換

(6) 頭首工の除塵及び取水量調整

(7) 排水管樋門の操作

(8) (1)から(7)までの結果記録並びに報告書作成

(9) 導水管路及び導水管路付属施設の目視による点検

(10) その他業務上必要な諸作業

3 物品等調達業務

(1) 備品、消耗品類の在庫調査及び管理

(2) 上記の記録、報告書の作成

4 その他

(1) 上流水質異常時等の緊急初期対応

（ただし、緊急初期対応に要した費用については、本業務に係る受託費用の対象外とし、実績に応じて請求により別途支払うこととする。）

(2) 土日・休日・夜間における水質検査

(3) 土日・休日・夜間における、電話・来訪者の対応

(4) 土日・休日・夜間における、配水管等の漏水時および災害緊急通報時における委託者職員への連絡

(5) 浄水場等の監視・保安巡視

(6) 見学者の対応（委託者は必要に応じて補助するものとする。）

(7) 浄水場内の環境整備

（施設の運転日及び運転時間）

第23条 業務対象施設の運転時間は、毎日24時間連続とする。ただし、テロ及び天災事変等の事故及び重大な故障等、予測し得ない事象が起こり、緊急回避として設備停止に至った場合等については、別途協議し、委託者が運転方法を指示する。

（施設の制御及び監視）

第24条 受託者は、制御及び監視により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度

速やかに委託者に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは、受託者の判断で処置できるものとし、実施後、委託者に報告すること。

(1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理

(2) 取水・送水設備の適正な流量管理

2 制御及び監視は、次のとおりとする。

(1) 受変電設備の監視及び制御

(2) 原水流量、ろ過水流量、送水流量、配水池流出量の監視及び制御

(3) 取水・導水施設の監視及び制御

(4) 浄水場等の各池の水位及び流量などの監視及び制御

(5) 浄水場等のポンプ施設の流量監視及び制御

(6) 沈澱池、急速ろ過池等の運転監視及び制御

(7) 濁度、pH値、残留塩素等水質の監視

(8) 薬品等の注入量の監視及び制御

(9) 水質汚染事故発生時の油分回収等の作業及び、異臭発生時の沈砂池での活性炭投入等の緊急初期対応

(※緊急初期対応に係る経費は本業務に係る受託費用の対象外とし、実績に応じて請求により別途支払うこととする。)

(10) 薬品類、潤滑油脂類などの残量管理

(11) 排水、汚泥処理の状況確認及び調査

(12) 浄水場及び天日乾燥池の排水状況確認及び調査

3 受託者は、運転監視日誌を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについて記録しなければならない。

(巡視点検)

第25条 受託者は、次の巡視点検を実施するものとする。(巡視点検の頻度は委託者の定める回数とする。)

(1) 浄水場等の受変電設備・非常用発電設備

(2) 浄水場内の送水ポンプ及び取水施設・導水施設

(3) 浄水場内の薬品注入設備

(4) 浄水場等の建物付帯設備機器

(5) 場内各池の状況

(6) 沈澱池設備

(7) 急速ろ過設備

(8) 頭首工の取水設備

(9) 沈砂池及び沈砂池の機械、電気・計装等設備

(10) 導水管及び導水管路の付属施設(空気弁及び流量計)

(11) 排水・汚泥処理設備

(12) 洗浄水槽の状況

(13) 排水路及び排水管樋門設備

(14) その他業務上必要な巡視

(調整及び整備)

第26条 受託者は各機器が正常に動作するように調整及び整備に努めること。

2 受託者は、次の調整及び整備を実施するものとする。

(1) 各種ポンプ類の消耗品の交換及びオイル交換

(2) 各種電動機類の消耗品の交換及び調整

(3) 各種バルブ類のグリースアップ

(4) 制御に関する発信機の点検交換及び調整
(5) 各流量計の調整、水質計器の点検
(6) その他

(簡易な修繕等)

第27条　受託者は、点検整備により発見した不良個所若しくは、故障の発生した破損個所のうち、現場で修理可能なものについては、作業終了後写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合においては、応急措置を行うとともに、委託者に報告する。

2　設備の簡易な修繕、調整に必要な材料、資材等及びカメラ、工具類、安全対策器具については受託者の負担とする。

3　簡易な修繕等の作業内容は、次のことをいう。
(1) 特殊技能や特殊工具を使用しない修理、造作
(2) 足場を使用しない場所において、錆、腐食等による剥離、錆防止のため行う部分的な塗装

(浄水場等の機械・電気設備保守点検)

第28条　受託者は、巡視点検における日常の機械・電気設備の点検のほか、別紙5に定めるとおり定期点検を実施すること。定期点検は、製造メーカーの作業員もしくは製造メーカー認定の技術者により実施するものとする。

2　水質監視計器(水質安全モニター、油分計)等を熟知し、異常発生時に迅速な初期対応を行うものとする。

(催事等への協力等)

第29条　受託者は、次の業務に関し補助を行うものとする。
(1) 委託者が行う催事への協力
(2) 災害時又は事故時等の応援対応、応急対応。ただし、委託者から指示があった場合に限る。
(3) 委託者が行う防災訓練等への参加

(業務管理)

第30条　受託者は、次の業務管理を行うものとする。
(1) 業務の履行に伴う安全衛生管理
(2) 業務報告書等の作成及び整理
(3) 運転操作に伴う操作表の作表
(4) 浄水場等の自主管理
(5) 完成図書等借受物品の管理
(6) 土日・休日・夜間における来客、電話及びFAX 等の受付・応対
(7) 事故等の緊急時における委託者職員への連絡
(8) 浄水場等の保安及び施錠
(9) 災害時における業務
(10) その他

(就業形態)

第31条　受託者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。
(1) 運転監視業務
　24時間
(2) 巡視点検
　計画による

(3) 保守点検等
　　計画による
(4) 緊急時
　　必要の都度
　ただし、浄水場等の設備の自動化もしくは省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者、受託者双方が協議の上、業務形態を変更できるものとする。

（勤務体制）
第32条　受託者は、業務履行計画書に、前条による勤務体制を定めるものとする。

第3章 業務書類等

（業務書類等）

第33条 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期限内に提出しなければならない。

2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届

(2) 総括責任者及び副総括責任者選任届

(3) 業務履行計画書

(4) 事務室等借用承認願

(5) その他必要なもの

3 年間業務計画書一式(前年度の3月20日までに提出)

4 月間業務計画書一式（前月の20日までに提出）

5 月間業務報告書一式

6 年間業務報告書一式

7 翌年度4月10日までに、次の書類を提出しなければならない。

(1) 業務完了年度年間業務完了届

(2) 業務完了年度年間業務完了書一式

(3) その他当該年度業務完了に必要なもの

8 その他委託者が要求するもの

（業務検査）

第34条 受託者は、月間及び年間業務を完了したときは、次の方法により、委託者の業務完了検査を受けなければならない。

2 月間業務完了検査

(1) 月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了検査願が提出された日以降に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。

(2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。なお、受託者は、委託者の業務完了の承認を受けた場合は、遅滞なく業務完了届を委託者に提出すること。

(3) 検査は、業務計画書に基づき受託者が提出した月間業務完了報告書の内容について照合・確認を行うものとする。

(4) 業務完了書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

(5) 検査結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し、再検査を受けるものとする。

3 年間業務完了検査

(1) 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了検査願が提出された日以降に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。

(2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。なお、受託者は、委託者の業務完了の承認を受けた場合は、遅滞なく業務完了届を委託者に提出すること。

(3) 検査は、業務計画書に基づき受託者が提出した年間業務完了報告書の内容について照合・確認を行う。

(4) 業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

(5) 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し、再検査を受けるものとする。

第4章 その他

（経費の負担）

第35条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおり定めるものとする。

(1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務備品
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
※受託者が県所有のパソコンを使用すること、及び受託者所有のパソコンを県のネットワーク（行政情報ネットワーク）に接続することは不可である。

(2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

(3) ポット・食器棚・茶器・台所用品等の消耗品
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

(4) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器

(5) 設備点検・小修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・機器
ただし、特殊工具及び、調整・整備に係る資材等は除く。

(6) 点検・巡回用車両及び車両維持にかかわる費用

(7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

(8) 電話・ファックスの設置工事費及び維持費
ただし、緊急時には、電話、ファックス等は、委託者所有の機器を利用できるものとする。

(9) 機械設備及び、電気設備の定期点検業務において交換する部品・消耗品

(10) 事務室等の光熱費等の維持管理に要する費用

(11) 契約日から平成31年3月31日分までの引継ぎ期間中の業務に要する費用

(12) 受託者自らの業務で発生した廃棄物の適正処分費用

（責任）

第36条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不注意、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善又は取替えもしくは、補償等により解決をすることとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

（雑則）

第37条 仕様書に明記されていない事項であっても、運転管理上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2 運転等にかかわる資料の提出を、委託者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

3 受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は、業務に必要としないものを持ち込んではならない。

（事業実施におけるリスクマネジメント）

第38条 事業実施における浄水場等の施設について、その水道事業者としての責任は委託者にあるものとし、本事業範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。

2 リスクの分担及びマネジメントについては、別紙4に基づき、その程度や具体的内容については、別途リスク等協議書を双方協議の上作成するものとする。

3 リスクの分散を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。

4　受託者は加入した保険について、運転管理業務計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

（疑義）

第39条　仕様書に疑義を生じた場合又は、仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。

別紙1 施設の概要

1 施設の所在地

本業務の対象施設（監視対象も含む。）の所在地は、表1.1 のとおりである。

1.1 施設の所在

種別	施設名	住所
取水施設	取水口 （上田農水頭首工）	上田市大字小牧坂下969番の8番地先
	沈砂池	上田市字太田切1007番の4
	沈砂池天日乾燥池	上田市字太田切1007番の4
浄水施設	着水井	上田市諏訪形613
	高速凝集沈殿池	上田市諏訪形613
	急速ろ過池	上田市諏訪形613
	浄水池	上田市諏訪形613
	薬品注入設備	上田市諏訪形613
	排水処理設備	上田市諏訪形613
	天日乾燥池	上田市諏訪形613
排水設備	排水管樋門、調整水槽	上田市諏訪形字北田中浦
配水施設 （配水池等）	諏訪形配水池	上田市諏訪形
	原峠配水池	上田市下之郷
	下之郷配水池	上田市下之郷
	リサーチパーク配水池	上田市下之郷
	林間工業団地配水池	上田市富士山
	東前山第1配水池	上田市前山
	東前山第2配水池	上田市前山
	奈良尾配水池	上田市富士山
	別所配水池	上田市別所温泉
	野倉配水池	上田市野倉
	岳ノ尾配水池	上田市別所温泉
	新田配水池	上田市野倉
	八木沢配水池	上田市別所温泉
	八木沢第2配水池	上田市八木沢
	舞田配水池	上田市八木沢
	リサーチパーク減圧槽	上田市下之郷
	岳ノ尾減圧槽	上田市別所温泉
	仁古田調整槽	上田市仁古田
	坂城第1配水池	坂城町大字坂城
	坂城第2配水池	坂城町大字坂城
	中之条配水池	坂城町大字中之条
	南日名配水池	坂城町大字坂城
	葛尾配水池	坂城町大字中之条
	入横尾配水池	坂城町大字南条
	網掛配水池	坂城町大字網掛
	村上配水池	坂城町大字網掛
	御所沢配水池	坂城町大字坂城

1.1 施設の所在

種別	施設名	住所
配水施設 （配水池等）	磯部配水池	千曲市大字磯部
	更級第1配水池	千曲市大字羽尾
	更級第2配水池	千曲市大字羽尾
	戸倉配水池	千曲市大字戸倉
	上山田配水池	千曲市大字新山
	漆原第1配水池	千曲市大字新山
	漆原第2配水池	千曲市大字新山
	城腰配水池	千曲市大字上山田
	新山配水池	千曲市大字新山
	城腰減圧槽	千曲市大字上山田
送水施設 （ポンプ場）	諏訪形送水ポンプ場	（諏訪形浄水場内）
	原峠送水ポンプ場	（諏訪形浄水場内）
	東前山第2ポンプ場	上田市前山
	別所第1ポンプ場	上田市別所温泉
	別所第2ポンプ場	上田市別所温泉
	奈良尾ポンプ場	上田市富士山
	新田ポンプ場	上田市野倉
	八木沢ポンプ場	上田市八木沢
	上五明ポンプ（増圧）	坂城町大字上五明
	坂城第1ポンプ場	坂城町大字坂城
	坂城第2ポンプ場	坂城町大字坂城
	網掛ポンプ場	坂城町大字網掛
	村上ポンプ場	坂城町大字上平
	葛尾ポンプ場	坂城町大字中之条
	南日名ポンプ場	坂城町大字坂城
	入横尾ポンプ場	坂城町大字南条
	御所沢ポンプ場	坂城町大字坂城
	更級第1ポンプ場	千曲市大字羽尾
	更級第2ポンプ場	千曲市大字羽尾
	上山田ポンプ場	千曲市大字新山
	城腰ポンプ場	千曲市大字上山田
	新山ポンプ場	千曲市大字新山
	漆原第1ポンプ場	千曲市大字新山
	漆原第2ポンプ場	千曲市大字新山
配水施設 （末端）	諏訪形配水池末端	上田市仁古田
	野倉配水池末端	上田市別所温泉
	南日名配水池末端	坂城町大字坂城
	戸倉配水池末端	千曲市大字小船山

1.1 施設の所在

種別	施設名	住所
送水施設 （電食防止）	諏訪形外部電源	（諏訪形浄水場内）
	下之郷外部電源	上田市下之郷
	小泉外部電源	上田市小泉
	三本木外部電源	千曲市大字上山田
	上徳間外部電源	千曲市大字上徳間
送水施設 （遮断弁） 送水施設 （流量計室）	村上遮断弁	坂城町大字上五明
	温泉遮断弁	千曲市上山田温泉
	内川遮断弁	千曲市大字内川
	上中町流量計室	千曲市大字戸倉
	内川流量計室	千曲市大字内川

2 位置図

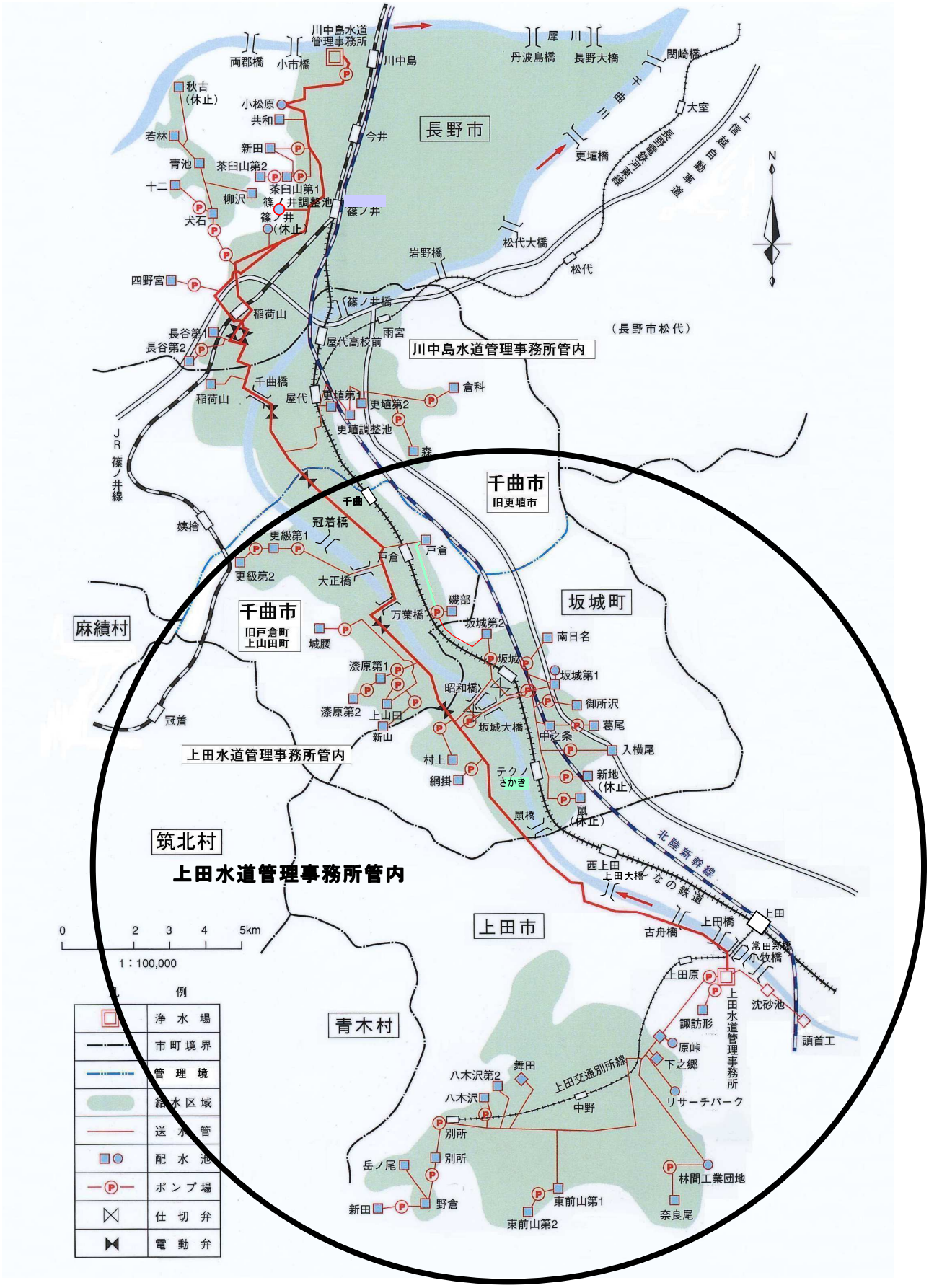

川中島水道管理事務所
両郡橋
小市橋
川中島
犀川
丹波島橋
長野大橋
関崎橋
秋古（休止）
小松原
共和
若林
新田
今井
長野市
大室
更埴橋
青池
茶臼山第2
茶臼山第1
十二
柳沢
篠ノ井調整池
篠ノ井
犬石
篠ノ井（休止）
松代大橋
岩野橋
松代
四野宮
稲荷山
篠ノ井橋
長谷第1
長谷第2
雨宮
屋代高校前
（長野市松代）
川中島水道管理事務所管内
千曲橋
稲荷山
屋代
更埴第1
更埴第2
倉科
更埴調整池
森
JR篠ノ井線
千曲市
旧更埴市
千曲
姨捨
冠着橋
更級第1
戸倉
戸倉
更級第2
大正橋
磯部
坂城町
麻績村
千曲市
旧戸倉町
上山田町
万葉橋
坂城第2
城腰
南日名
坂城
坂城第1
漆原第1
昭和橋
御所沢
漆原第2
上山田
坂城大橋
葛尾
冠着
新山
中之条
入横尾
上田水道管理事務所管内
村上
網掛
テクノさかき
新地（休止）
鼠（休止）
鼠橋
筑北村
北陸新幹線
上田水道管理事務所管内
西上田
上田大橋
なの鉄道
上田
上田市
古舟橋
上田橋
常田新橋
小牧橋
上田原
上田水道管理事務所
沈砂池
諏訪形
頭首工
青木村
原峠
下之郷
舞田
八木沢第2
上田交通別所線
八木沢
中野
リサーチパーク
別所
別所
岳ノ尾
林間工業団地
新田
野倉
東前山第1
東前山第2
奈良尾
0 2 3 4 5km
1：100,000
凡例
浄水場
市町境界
管理境
給水区域
送水管
配水池
ポンプ場
仕切弁
電動弁

3　取水・導水・浄水主要系統

主な施設の系統は、図1.1、図1.2及び図1.3のとおりである。

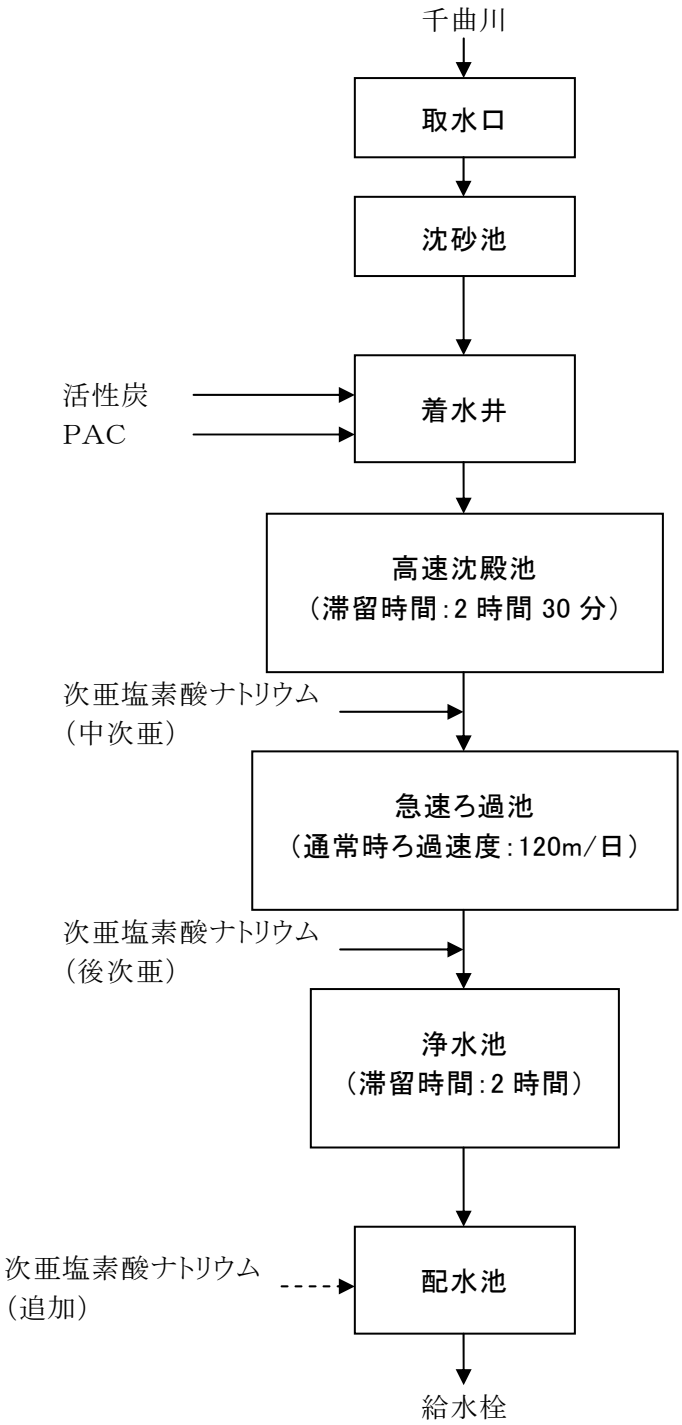

図 1.1　水源から給水栓の概略フロー（諏訪形）

(2) 詳細フローチャート

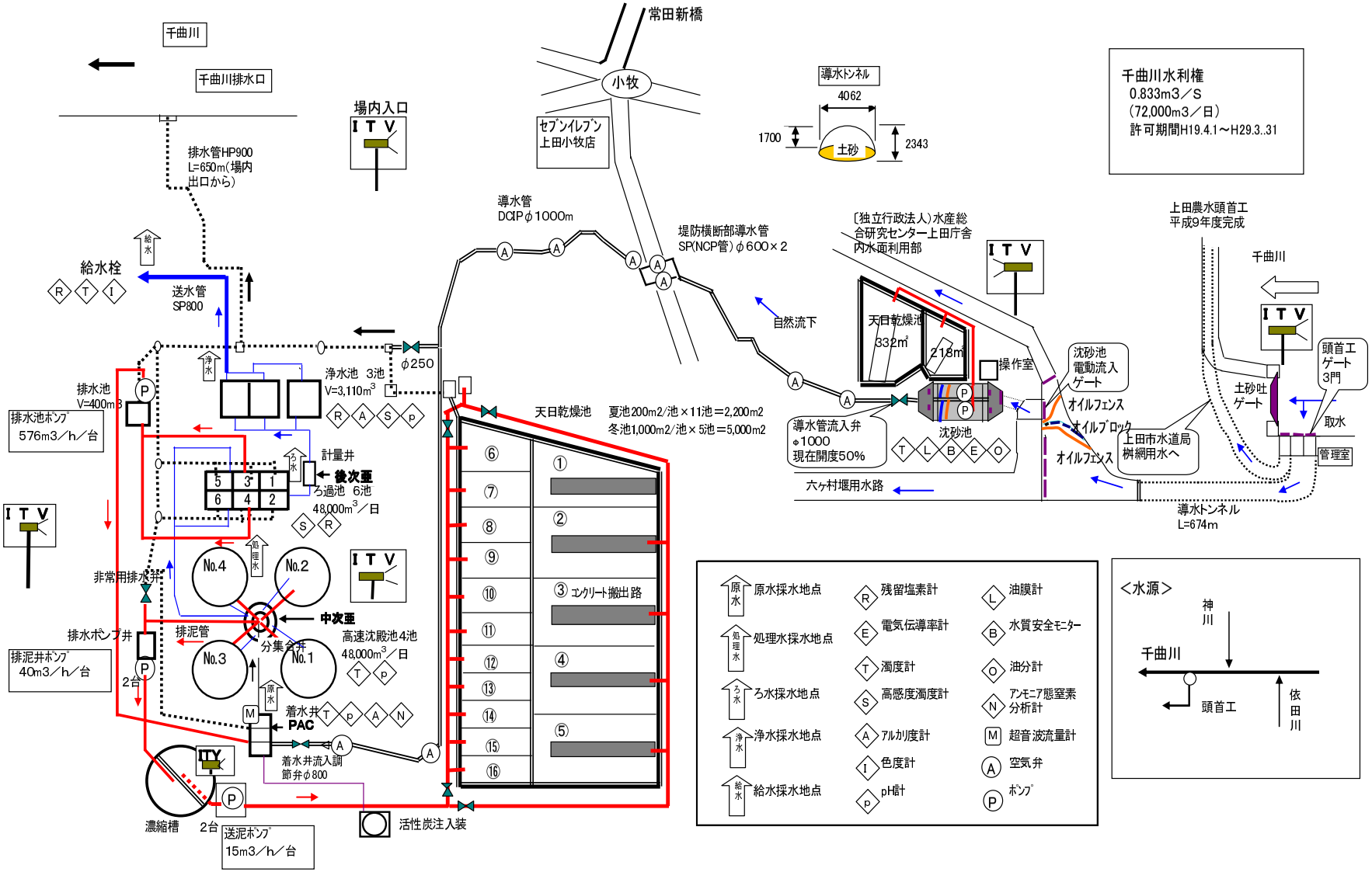

図 1.2 取水から浄水フロー（諏訪形）

図 1.3 浄水から配水フロー（諏訪形）

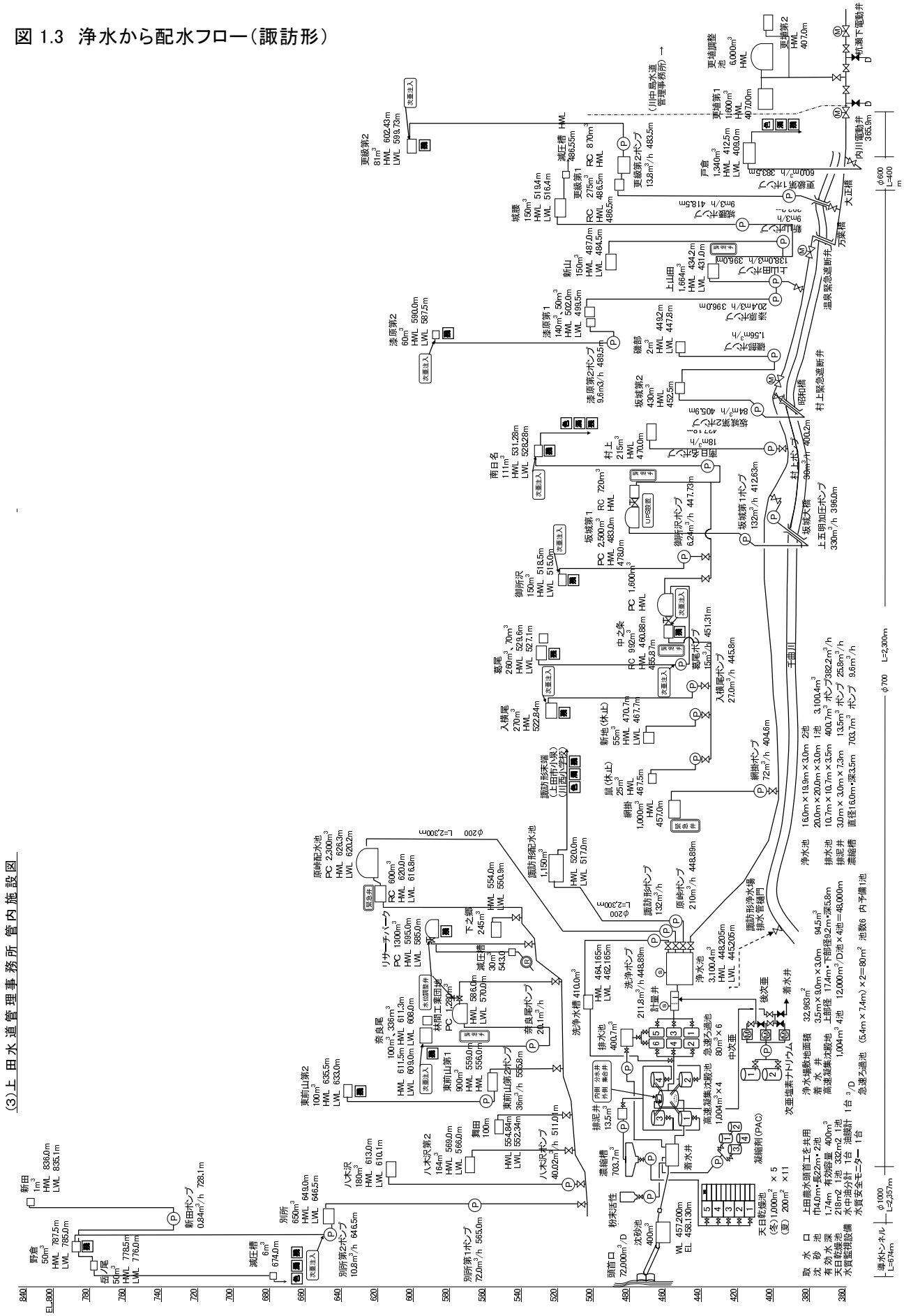

4　委託対象施設の諸元

本業務の対象施設諸元は、表1.2のとおりである。

表1.2　対象施設諸元（諏訪形）

施設名	名　　称	規　　模	備　　考
取 水	取　水　口	上田農水頭首工を共用	千曲川表流水
	沈　砂　池	ＲＣ造　巾4.0m・長22m・2池	取水量
		有効水深 1.7m　有効容量 400m^3	52,000m^3/日
		排泥ポンプ 1.6m^3/min　1台	（公称施設能力）
	天 日 乾 燥 池	ＲＣ造　面積　218㎡　1池	
		332㎡　1池	
	水 質 監 視 設 備	水中油分計　1台　油膜計　１台	
		水質安全モニター　１台	
導 水	導　水　管	φ1000　DCIP　2,257m	
		φ 600　NCP　600m	
浄 水	着　水　井	ＲＣ造　巾3.5m・長9.0m・水深3.0m　H.W.L　454.125m	
		L.W.L　453.725m	
	高速凝集沈澱池	ＲＣ造　上部直径17.4m・下部直径9.2m・深5.8m	
		容量1,004m^3　4池	
		処理能力　12,000m^3/日池×4池＝48,000m^3/日	
	急 速 ろ 過 池	ＲＣ造　ろ過面積(5.4m×7.4m)×2=80m^2	
		ろ過速度　120m/日　池数 6池　内予備 1池	
		ろ過流量　9,600m^3/日池× 5池＝48,000m^3/日	
	浄　水　池	ＲＣ造　巾16.0m・長19.9m・水深3.0m　2池	
		巾20.0m・長20.0m・水深3.0m　1池	
		容　量　3,110.4m^3　H.W.L　448.205m	
		L.W.L　445.205m	
	薬 品 注 入 設 備	凝集剤（PAC）注入機　2台	
		次亜塩素酸ナトリウム注入機 3台　粉末活性炭注入機 1台	
	排 水 処 理 設 備	排水池　ＲＣ造　巾10.7m・長10.7m・水深3.5m・	
		容量 400.7m^3　H.W.L　448.500m	浄水場敷地面積
		L.W.L　445.000m	32,963m^2
		排泥井　ＲＣ造　巾3.0m・長3.0m・水深7.3m・	（天日乾燥池含む）
		容量 13.5m^3　溢流水位 445.995m	
		H.W.L　445.495m	
		L.W.L　444.495m	
		濃縮槽　ＲＣ造　直径16.0m・深3.5m・容量703.7m^3	
		H.W.L　456.300m	
		天日乾燥池 ＲＣ造 面積　夏期　200m^2/池×11池＝2,200m^2	
		冬期 1,000m^2/池× 5池＝5,000m^2	
	管　理　棟	ＲＣ造　地上2階　延面積 1,886.12m^2	
		水質検査室　5室 243.85m^2	

表1.2　対象施設諸元（諏訪形テレメータ）

名　　称	流量（m^3/h）	水位（m）	その他	名　　称	流量（m^3/h）	水位（m）	その他
諏訪形　配水池	0 ～ 300	0 ～ 4		南日名　配水池	0 ～ 50	0 ～ 5	残塩(次亜) 0～1mg/l
東前山第1 配水池	0 ～ 200	0 ～ 5		南日名　配水池 末端（北日名地籍）			残塩0～2mg/l・色度0～10度・濁度 0～4度
東前山第2 配水池	0 ～ 50	0 ～ 3	残塩（次亜） 0～1mg/l	入横尾　配水池	0 ～ 100	0 ～ 3	残塩(次亜) 0～1mg/l
別所　配水池	0 ～ 100	0 ～ 3		村上　配水池	0 ～ 100	0 ～ 3	
野倉　配水池	0 ～ 50	0 ～ 3	残塩(次亜) 0～1mg/l	葛尾　配水池	0 ～ 50	0 ～ 4	残塩(次亜) 0～1mg/l
八木沢　配水池	0 ～ 100	0 ～ 5		御所沢　配水池	0 ～ 30	0 ～ 4	残塩(次亜) 0～1mg/l
八木沢第2 配水池	0 ～ 50	0 ～ 3		網掛　配水池	0 ～ 100	0 ～ 6	
原峠ＰＣ配水池		0 ～6.5		更級第1配水池	0 ～ 100	0 ～ 6	新
原峠ＲＣ配水池	0 ～ 1000	0 ～ 5		更級第1配水池	0 ～ 100	0 ～ 3	旧
下之郷　配水池	0 ～ 100	0 ～ 4		更級第2配水池	0 ～ 50	0 ～ 3	残塩(次亜) 0～1mg/l
リサーチパーク	0 ～ 200	0 ～ 15	残塩0～1mg/l 電動弁0～100%	戸倉　配水池	0 ～ 350	0 ～ 4	
林間工業団地 配水池	0 ～ 200	0 ～ 20		上仲町　流量計	0 ～ 150		
奈良尾　配水池	0 ～ 50	0 ～3.5	残塩(次亜) 0～1mg/l	上山田　配水池	0 ～ 400	0 ～ 4	
舞田　配水池	0 ～ 100	0 ～ 3		漆原第1配水池	0 ～ 30	0 ～ 3	
諏訪形　配水池 末端（小泉地籍）			残塩0～2mg/l・色度0～10度・濁度 0～4度	漆原第2配水池	0 ～ 30	0 ～ 5	残塩(次亜) 0～2mg/l
野倉　配水池 末端（別所地籍）			残塩0～2mg/l・色度0～10度・濁度 0～4度	送水（内川） 流量計	0 ～2,000		圧力 0～1000kpa
岳ノ尾　配水池		0 ～ 3		村上　緊急遮断弁			0～100%
岳ノ尾　減圧槽	0 ～ 50	0 ～ 3		温泉　遮断弁			〃
坂城第1 ＲＣ配水池	0 ～ 500	0 ～ 3		内川　遮断弁			〃
坂城第1 ＰＣ配水池		0 ～ 8		城腰　配水池	0 ～ 30	0 ～ 4	
坂城第２　配水池	0 ～ 100	0 ～ 4		新山　配水池	0 ～ 30	0 ～ 3	
中之条 ＰＣ配水池		0 ～10		戸倉配水池 末端（小舟山地籍）			残塩0～2mg/l・色度0～10度・濁度 0～4度
中之条 ＲＣ配水池	0 ～ 300	0 ～ 4	残塩（次亜） 0～1mg/l				
計　　テレメーター数　４５箇所　（内水質監視１５箇所）							

表1.2　対象施設諸元（諏訪形ポンプ所）

地区	施設名	揚水量 (m³／min)	揚程 (m)	吐出口径 (mm)	モーター容量 (kW)	ポンプ台数 (取得年度)	(台)	標準水位 (m)
(上田水道管理事務所管内)								
上田	諏訪形浄水場 諏訪形送水ﾎﾟﾝﾌﾟ	2.2	93	125	55	H4 H2 H6	3	448.89
	〃　原峠　〃	3.5	200	150	210	H10 H15	3	448.89
	東前山第2ﾎﾟﾝﾌﾟ場	0.6	95	80	18.5	S59	2	555.80
	別所第1　〃	1.2	95	100	30	H6 H15	2	565.00
	〃　第2　〃	0.18	155	50	15	H19	2	646.50
	奈良尾　〃	0.335	115	65	15	H4	2	531.00
	新田　〃	0.014	130	25	2.2	H11	2	728.10
	八木沢　〃	(可変) 最大約0.7	106	80	22	H21	2	511.01
	計8か所						18	
坂城	上五明ポンプ場（増圧）	5.5	22	125	26	H6	1	396.00
	坂城第1　〃	2.2	80	150	55	H11 H15 H16	3	412.63
	〃　第2　〃	1.4	45	100	18.5	H元 H5	2	405.90
	網掛　〃	1.2	75	80	22	H11	2	404.60
	村上　〃	0.5	91	65	15	59	2	400.20
	葛尾　〃	0.25	77	50	7.5	H5	2	451.31
	南日名　〃	0.3 0.33	105 105	50 50	11 11	H9 62	1 1	437.18
	入横尾　〃	0.45	104	80	15	H11	2	445.80
	鼠　〃　(休止)	0.1	30	40	1.5	41	2	441.00
	新地　〃　(休止)	0.08	40	50	2.2	46	2	441.00
	御所沢　〃	0.104	66	40	3.7	H19 H17	2	447.73
	計11か所（休止除9か所）						22	(休止除18)
戸倉	磯部ﾎﾟﾝﾌﾟ場(休止)	0.026	45	25	0.75	57	2	391.00
	更級第1ポンプ場	1.0	132	80	45	H2 H3	2	383.50
	〃　第2　〃	0.23	145	50	15	H3	2	483.50
	計 3か所（休止除2か所）						6	(休止除4)
上山田	上山田ポンプ場	2.3	28	125	15	H4	3	396.00
	城腰　〃	0.15	120	40	7.5	H5	2	418.50
	新山　〃	0.15	112	40	7.5	H15	2	393.20
	漆原第1　〃	0.34	131	50	15	H4	2	396.00
	〃　第2　〃	0.16	106	40	7.5	H3	2	489.50
	計 5か所						11	

表1.2　対象施設諸元（諏訪形配水池）

地区	施設名	有効容量(m³)	高水位(m)	低水位(m)	築造年度	備考
（上田水道管理事務所管内）						
上田	諏訪形配水池	1,150	520.00	517.00	S 38	
	原峠〃	2,300 600	626.30 620.00	620.20 616.80	61 50	緊H7
	下之郷〃	245	554.00	550.90	53	
	リサーチパーク〃	1,300	595.00	585.00	H 3	緊H21
	林間工業団地〃	1,638	586.00	570.00	S 60	緊H9
	東前山第1〃	900	559.00	556.00	38	
	〃第2〃	100	635.50	633.00	38	
	奈良尾〃	100 336	611.50 611.30	609.00 608.00	38 H 3	
	別所〃	650	649.00	646.50	S 38 増 57	
	野倉〃	50	787.50	785.00	38	
	岳ノ尾〃	50	778.50	776.00	38	
	新田〃	1	836.00	835.10	51	
	八木沢〃	180	613.00	610.00	44	
	八木沢第2〃	164	569.00	566.00	H 5	
	舞田〃	100	554.84	552.34	52	
	リサーチパーク減圧槽	30	545.50	543.00	H 3	
	岳ノ尾〃	6	676.00	674.00	38	
	仁古田調整槽	50	503.00	501.00	38	（休止）
	計 18 池	9,950	（減圧槽、調整槽、休止除 15池 9,864m3）			
坂城	坂城第1配水池	720 2,500	478.00 483.00	475.00 475.00	39 H 4	緊H4
	〃第2〃	430	452.50	449.50	S 45	
	中之条〃	1,600 992	465.87 460.88	457.87 457.88	62 33	緊H7
	南日名〃	111	531.28	528.28	33	
	葛尾〃	70 260	529.60	527.10	54 増H 8	
	入横尾〃	270	522.84	520.34	33 増 55	
	網掛〃	1,000	457.00	452.00	H 11	緊H11
	村上〃	215	470.00	467.50	39	
	御所沢〃	150	518.50	515.00	56	
	鼠〃	25	467.50	465.50	41	（休止）
	新地〃	55	470.70	467.70	46	（休止）
	計 11 池	8,398	（休止除 9池 8,318m3）			
戸倉	磯部配水池	2	449.20	447.80	44	
	更級第1〃	275 870	486.50 486.50	483.50 480.80	43 増 54 H 3	
	〃第2〃	81	602.43	599.73	S 42	
	戸倉〃	1,340	412.50	409.00	42	緊S62
	計 4 池	2,568				
上山田	上山田配水池	1,664	434.20	431.00	S 36 増 44	緊S61
	漆原第1〃	50 140	502.00 502.00	499.50 499.50	43 H 2	
	〃第2〃	60	590.00	587.50	S 30	
	城腰〃	150	519.40	516.40	H 5	
	新山〃	150	487.00	484.50	H 14	H15取得
	城腰減圧槽	24	486.55	454.55	S 30	
	計 6 池	2,238	（減圧槽除 5池 2,214m3）			

別紙2 受託者の業務範囲

本業務は図1.2 に示す浄水フローを委託範囲とし、責任区分は別紙4のとおりとする。
委託対象施設について、下記に示す業務を行う。

1 運転管理業務（24時間連続有人体制）

(1) 上流水質に係わる緊急初期対応
(2) 諏訪形系取水施設の運転操作及び管理業務
(3) 導水施設の運転操作及び管理業務
(4) 諏訪形浄水場の運転操作及び管理業務

委託対象施設の個々の施設あるいは設備を適切に運転・制御するとともに、関連する施設・設備を統合したシステムとして効率的な運転・制御をすることでその機能を十分に発揮し、水量、水圧、水質の目的を達成すること。

施設の運転管理は、業務委託仕様書第15条第1項で定める運転管理マニュアルに従い実施すること。また、緊急時においても業務委託仕様書第15条第2項で定める危機管理マニュアル及び「長野県企業局水質事故等対策マニュアル」に基づき、適切に対処すること。

2 保守点検業務

委託対象施設において保守、点検、調整及び必要に応じて補修を行い、施設の本来機能を保持するとともに、施設の延命化、ライフサイクルコストの低減化を図ること。また、緊急時においても適切に対応すること。

保守点検作業は、業務委託仕様書第15条第1項で定める運転管理マニュアルに従い実施する。また、これらの作業は次の図書を参考にすること。

「水道用設備保守点検委託仕様書マニュアル」(1998)日本水道協会
「水道維持管理指針」(2016)日本水道協会
「水道機械電気技術者のための実務マニュアル・ノウハウ集」(2007)日本水道協会
「諏訪形浄水場運転管理マニュアル」長野県企業局諏訪形浄水場

(1) 簡易な修繕
① 業務委託仕様書第27条に定めるとおり適切に対応すること。
(2) 巡視、点検・調整
① 委託対象施設の巡視点検を行い、記録の作成、保管及び必要な措置を講じること。
② 委託対象施設の機械設備、電気・計装設備、建築設備等に関する日常及び定期点検・調整（法定点検を含む）を実施すること。別紙5参照
③ 取水口及び沈砂池の除塵

3 その他

(1) 沈砂池等の油除去設備の維持管理
沈砂池及び六ヶ村堰用水分水堰に設置されているオイルフェンス及びオイルブロックの状態を常に良好な状態に維持し、水質事故発生時の油分流入を防止すること。また、オイルブロックは原則、年4回（5、8、11、2月）交換すること。
(2) 頭首工の除塵及び取水量調整
頭首工を所管する上田農水連合と連絡を密にし、協力しながら頭首工の除塵やゲートの調整を行うこと。併せて沈砂池の除塵や取水ゲートを調整し、適正な取水に努めること。

(3) 排水管樋門の操作

出水時において、千曲川河川と排水路調整水槽の水位情報を収集し、排水管樋門を操作することで、千曲川の洪水の排水管への逆流を防止すること。

(4) 天日乾燥池の排水管理

(5) 送水・配水量管理

(6) 物品等調達業務

・備品、消耗品類の在庫調査及び管理

・薬品在庫管理

(7) 浄水場等の清掃

(8) その他

① 水質検査業務

・毎日検査項目(土日・休日)

・定時検査　　(平日　23時)

② 運転監視業務、保守点検業務、維持管理業務等に係る記録、報告書の作成

③ 土日・休日・夜間における、電話・来客者の対応

④ 土日・休日・夜間における、緊急時における委託者職員への連絡

⑤ 庁舎の監視・保安巡視

⑥ 見学者の対応(委託者は必要に応じ補助するものとする)

⑦ 浄水場内の環境整備(除草及び樹木の維持管理)

⑧ その他

・災害等の発生により、委託者が応援の必要ありと判断した場合に、受託者へ人的その他の応援要請を行う場合があるが、その際、受託者は可能な限りこの要請に応ずるように努めること。

ただし、当該要請により受託者が支出した経費等については、本業務費用の対象外とし、委託者及び受託者が協議のうえ、別途請求により支払うことを原則とする。

別紙3 原水の条件

業務委託仕様書第4条に定める原水の条件は、以下のとおりとする。

1 原水水質

原水水質が受託者の責に帰することができない事由で油類又は有害物質で汚染され、その処理が表1.2に定める浄水場の施設能力を超える場合、受託者は委託者の指示に従うものとする。

2 原水水量

委託者は、千曲川水系について、「1日最大配水量」に相応する原水水量を確保し、受託者に供給しなければならない。なお、委託者の季節別取水量の上限は、以下のとおり定められているので、留意すること。

千曲川系	6月20日から10月 5日	0.833㎥/秒
	10月 6日から 6月19日	0.649㎥/秒

・千曲川水系は取水可能時間の制限はないが、上記のとおり、季別に取水量が設定されている。

別紙4 リスク分担

業務委託仕様書第38条第2項におけるリスク分担は、表4.1のとおりとする。

表4.1 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
		委託者	受託者
入札説明	入札説明書等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	－
応募コスト	入札の応募費用に関するもの	－	○
事業範囲変更	委託事業の業務範囲の縮小、拡充	○	－
契約締結リスク	委託者の責による選定業者と契約の締結不能、又は契約の延期	○	－
	受託予定者の責による委託者と契約の締結不能、又は契約の延期	－	○
法令等の変更	委託事業に直接関係する法令等の変更	○	－
	行政指導、規制、指導	○	－
第三者賠償リスク	契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの ※1	△	○
	契約期間中の受託者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの ※2	△	○
	住民訴訟(断水、水質悪化等に伴う訴訟) ※3	○	△
事故・災害	受託者の責めによる事故の発生	－	○
	上記以外(不可抗力)による事故の発生	○	○
	損害保険等において免責とならない事由 ※4	○	○
	損害保険等において免責とされている事由 ※5	○	△
	施設・設備の劣化等瑕疵による事故 ※6	○	△
	人身事故	○	○
契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの ※7	○	－
	受託者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
	委託者による指示書等の内容の不備によるもの	○	－
	業務遂行上の過失(運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の過失等)によるもの ※8	△	○
	不可抗力(天災等)によるもの	○	－
	委託者・受託者の責によらない水質事故によるもの	○	△
財務	委託側の債務不履行(支払遅延、不払等)	○	－
	受託側の債務不履行(倒産等)	－	○
物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	△	△
環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限 ※9	○	△
事業の中止	委託者側の責めによるもの	○	－
	受託者側の責めによるもの	－	○
計画変更	事業内容の変更	○	－
費用増加※10	原水の条件の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	－

1）両者に○　　契約業務内の部分のリスクは受託者が負い、それ以外の部分は委託者が負う。
2）○と△　　原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△の側もリスクを負う可能性がある。
3）両者に△　　一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する。
4）○と一　　○のリスク負担者が全てのリスクを負う。

※１　：国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受託者に求償する。
※２　：※１に同じ
※３　：国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受託者に求償する。
※４　：水道事業者及び受託者は、双方の責任範囲(業務範囲)において、加入している損害保険等(共済を含む)を活用する。
※５　：※４に同じ
※６　：水道施設の所有責任は水道事業者にあることから、事故が発生した場合の責任は水道事業者が負うが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受託者に求償する。
※７　：水道施設の所有責任は水道事業者にあることから、水道事業者が負う。
※８　：業務履行上の責任は、受託者にある。水道事業者は、一部業務委託の場合、水道事業者として受託者の監視を行わなければならない。
※９　：国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受託者に求償する。
※１０：原水の水質･量等の条件の変動により、現状の浄水施設の機能･性能で処理能力が不足し、要求水準(仕様)に規定する水質･水量の保証値、目標値を満足できない場合に、施設の改善等もしくは薬品等に係る「費用負担リスク」については、水道事業者が負う。

別紙5 機械･電気設備の保守点検業務

機械･電気設備の保守点検業務は以下のとおりとする。

上田水道管理事務所

【機械設備】

	施　設　名	点　検　名　・　内　容	頻　度
1	諏訪形送水ポンプ	定期点検（３台）	１回／年
2	原峠送水ポンプ	定期点検（３台）	２回／年
3	浄水場内の各設備	給脂、オイル交換、清掃等　一式	適宜
4	その他	指示によること	適宜

【電気・計装設備】

	施　設　名	点　検　名　・　内　容	頻　度
5	無線機	定期点検（基地局１・移動局１５）	毎年
6	予備発電機	定期点検	毎年
7	監視制御装置	定期点検	毎年
8	水質監視用計測器	定期点検（pH、ｱﾙｶﾘ度、濁度、残塩、温度計等）	毎年
9	ITV設備	定期点検（制御装置２・ＩＴＶ６）	毎年
10	水質安全モニター	定期点検（沈砂池１台）	毎年
11	油膜計	定期点検（沈砂池１台）	毎年
12	油分計	定期点検（沈砂池１台）	毎年
13	アンモニア計	定期点検（１台）	毎年
14	場内残留塩素計	定期点検（２台）	毎年
15	自家用電気工作物	定期点検（諏訪形浄水場、坂城第１ポンプ場）	毎年
16	テレメータ計装設備	定期点検（諏訪形浄水場）	毎年